

綾瀬市シティプロモーション基本方針検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域の魅力を内外に戦略的に発信し、地域の活性化を図るシティプロモーションの推進を目的とする綾瀬市シティプロモーション基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するため、綾瀬市シティプロモーション基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本方針の策定に関する事項
- (2) その他基本方針の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員は、副市長、教育長及び綾瀬市庁議規程（昭和53年綾瀬市訓令第6号）第4条第2項第2号に規定する部長等をもって組織する。
- 5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(検討部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する事項に関して調査、研究及び検討を行う検討部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会の所掌事項及び構成員等については、委員長が別に定める。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、基本方針を策定するまでの間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長室秘書広報課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。